

「みやぎ蔵王三十六景地域の逸品」の推奨について

1 「みやぎ蔵王三十六景地域の逸品」の概要

「みやぎ蔵王三十六景」をシンボルに、観光・産業振興を推進している取組の一つとして、「食と観光のブランド化」の推進を目的に、みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議において、仙南産の農林産物を原料とした食品を「地域の逸品」として推奨しているもの。

2 「みやぎ蔵王三十六景地域の逸品」の現状

推奨品目数	61品目（34社）
取扱店	宿泊・温泉施設7施設 物産販売館・観光施設26施設
昨年度新規認定	2品目（1社）
今年度新規認定	2品目（1社）※今年度7月に審査会を書面にて実施し、認定。

3 新規推奨申請

「みやぎ蔵王三十六景地域の逸品」推奨事業要領第4 第1項の規定により、みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議に提出があったことから、同推奨事業要領第5 第1項の規定により、ブランド創造会議において、地域の逸品の推奨に当たっての審査を行う。

(1) 申請者及び推奨候補品名

2社から19品の推奨候補品の申請があった。
なお、詳細については、別紙のとおり。

(2) 推奨条件

＝「みやぎ蔵王三十六景地域の逸品」推奨事業要領抜粋＝

「みやぎ蔵王三十六景地域の逸品」推奨事業要領第3（推奨対象）より推奨対象とする食品は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 宮城県内に事業所を有する加工食品を製造または販売する法人、団体、組合、個人であること。
 - (2) 主な原材料が仙南地域で生産された農林水産物であること。または、仙南地域を代表する特産品（特産農林産物等）が商品名として使用され、仙南産の当該原材料が副原料に使われていること。
 - (3) 製造若しくは加工の最終工程が仙南地域で行われたこと、または宮城県内の業者等が企画した委託製造については、製造あるいは加工の最終工程が宮城県内（仙南地域以外）で行われたこと。
- 2 前項(2)または(3)の条件を満たさない場合であっても、特に仙南地域のブランド化に寄与すると認められる食品については、推奨対象とすることができる。